

2 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 392事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から160事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種93人（行政職に相当する調査実人員92人）、初任給関係以外の調査職種3,367人（行政職に相当する調査実人員3,212人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、10,269人であり、行政職に相当するものは、9,879人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		141	46	53	42
農 業 , 林 業 , 漁 業		3	0	1	2
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		16	3	3	10
製 造 業		59	20	25	14
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		25	7	12	6
卸 売 業 , 小 売 業		3	0	2	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 貸 貸 業		1	0	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		34	16	9	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が13所あった。
 2 調査対象事業所160所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた154所に占める調査完了事業所141所の割合（調査完了率）は91.6%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	198,960	191,516	203,063	x
	短 大 卒	151,861 *	-	x	x
	高 校 卒	160,037	169,500 *	150,653 *	153,000 *
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,402	x	206,603	190,400 *
	短 大 卒	169,247	182,800 *	x	x
	高 校 卒	157,739	169,500 *	155,552 *	153,000 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	201,745	200,797	204,573	188,933 *
	短 大 卒	162,417	182,800 *	167,248 *	147,500 *
	高 校 卒	158,756	169,500	154,959	153,000 *

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

職 種	調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	55.8	636,012	1,362	634,650
	工 場 長	6	55.9	780,666	29,967	750,699
	事 務 部 長	108	53.6	569,860	7,995	561,865
	技 術 部 長	73	53.3	667,064	2,070	664,994
	事 務 部 次 長	32	52.3	562,597	26,526	536,071
	技 術 部 次 長	17	53.3	627,185	464	626,721
	事 務 課 長	198	50.4	495,073	11,527	483,546
	技 術 課 長	164	50.4	593,778	18,919	574,859
	事 務 課 長 代 理	86	46.6	412,424	40,709	371,715
	技 術 課 長 代 理	50	48.6	441,404	27,497	413,907
	事 務 係 長	245	47.3	420,143	57,742	362,401
	技 術 係 長	241	46.5	531,784	102,312	429,472
	事 務 主 任	182	42.1	324,389	32,090	292,299
	技 術 主 任	141	40.4	427,745	85,540	342,205
	事 務 係 員	1,057	37.6	263,450	24,074	239,376
	技 術 係 員	603	31.6	313,756	54,382	259,374
関 係 ・ 職 種 務	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—
	守 衛	2	42.0	258,551	50,401	208,150
	用 務 員	—	—	—	—	—
研 究 関 係 職 種	研 究 部 (課) 長	X	X	X	X	X
	研 究 室 (係) 長	10	46.6	544,349	489	543,860
	主 任 研 究 員	16	44.8	576,875	58,149	518,726
	研 究 員	2	29.5	320,220	34,573	285,647
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは、の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係長と係員の間

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9 級、10 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7 級、8 級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6 級、7 級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長 級専門職	企業規模500人以上 行政職 7 級、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5 級、6 級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職 5 級、6 級 企業規模50人以上500人未満 行政職 4 級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3 級、4 級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3 級、4 級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	行政職 1 級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事し ている者を除く。	
2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長	
構成員 3 人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記 研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上に位置付けられる者をいう。

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	3	62.8	704,200	0	704,200
	大 学 教 授	34	54.8	570,744	0	570,744
	大 学 准 教 授	28	48.3	477,760	0	477,760
	大 学 講 師	20	40.4	435,067	0	435,067
	大 学 助 教	13	36.0	395,481	0	395,481
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	3	60.8	549,217	0	549,217
	高 等 学 校 教 諭	23	47.5	457,312	0	457,312
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	14	63.1	380,386	8,999	371,387
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	X	X	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 課 長	8	61.6	357,303	2,059	355,244
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 係 長	3	62.4	280,405	16,837	263,568
	事 務 ・ 技 術 主 任	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 係 員	110	62.3	223,725	13,318	210,407

備 考	対 応 級
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 10px; padding-right: 10px;"> <p>事務・技術関係職種の備考欄参照</p> </div>	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	規模計	39.8	
大学卒	500人以上	89.8	(49.6)	(50.4)	(-)	10.2
	100人以上 500人未満	30.3	(51.0)	(49.0)	(-)	69.7
	50人以上 100人未満	9.5	(-)	(100.0)	(-)	90.5
高校卒	規模計	38.2	(54.2)	(45.8)	(-)	61.8
	500人以上	88.7	(55.6)	(44.4)	(-)	11.3
	100人以上 500人未満	26.6	(48.4)	(51.6)	(-)	73.4
	50人以上 100人未満	9.5	(66.7)	(33.3)	(-)	90.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		67.6%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		56.3%
家 族 手 当 制 度 が な い		32.4%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,498 円
	配 偶 者 と 子 1 人	17,177 円
	配 偶 者 と 子 2 人	21,651 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は83.2%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位 %)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
25.5	(7.3)	(92.7)	74.5

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位 %)

検 討 し て い る	検 討 し て い な い
9.5	90.5

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	62.1	37.9	57.8	42.2	55.1	44.9
500人以上	66.6	33.4	55.4	44.6	56.5	43.5
100人以上 500人未満	61.8	38.2	59.3	40.7	56.5	43.5
50人以上 100人未満	58.3	41.7	56.9	43.1	51.1	48.9

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.5	65.1	33.4	1.5

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課 長 級		48.6	30.1	51.4
非 管 理 職		56.1	37.6	43.9

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
74.4	79.1

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。